

第 1 章

「四国のまんなか」
であるために

潤いある環境をつくる (環境共生都市)

豊かな自然と共生した潤いある地域環境を創造するため、計画的な土地利用の推進や循環型社会の構築など積極的な環境対策を推進するほか、魅力ある地域景観の創造、憩い・ふれあい・交流の場の充実をめざします。

第1節 計画的な土地利用の推進（土地利用）

【基本認識】

- 本市の土地利用状況は、総面積約420km²のうち林野78%、宅地9%、経営耕地4%、その他9%となっていますが、近年、高速道路網・国道バイパス・港湾の整備などを背景に農地等から商工業地・宅地等への転換が進んでいます。
- 広域幹線道路の整備とともに市街化も進んでおり、限られた土地に住宅や産業施設が混在するなどの土地利用の混乱がみられます。
- 山間部においては、整備された農林用地を高度利用しつつ優れた自然環境や景観の保護と連携した森林資源や水資源の保全も重要な課題となっています。
- 多様化する社会的要請に対応し、積極的かつ効率的な土地利用を図るため、国土調査に基づく地籍調査を昭和55年度から実施しており、現在計画調査対象面積の42%の調査を終えて逐次数値情報化を行い、各分野で利活用しています。
- 地籍調査は、長期間を要するものの、新市づくりの基礎となるものであり、今後とも計画的に事業を推進し、早期完了に努める必要があります。

【基本方針】

- 公共の福祉を優先させ、恵まれた自然・歴史的環境との調和に配慮し、本市の特性を十分に活かした、健康で文化的な生活環境の確保と市域の均衡ある発展を図ることを基本とし、総合的かつ計画的な土地利用を推進します。
- 自然的な土地利用については、農地や海岸、森林の保全・整備、自然環境保全地区等の指定により、自然豊かな地域環境の維持を図ります。
- 都市的な土地利用については、市街地の再開発や土地区画整理事業等による適正な市街化の促進を図るとともに、防災対策に配慮した都市づくりの推進に努めながら、良好な住宅地の形成や工業・商業用地の確保・整備を図ります。
- 本市の土地利用動向、都市施設の整備状況など都市化の進展を考慮しながら、都市計画法による都市計画区域・用途地域の決定などを総合的に再検討し、快適な都市

環境の確保に努めます。

○本市の都市計画の指針に従った計画的なまちづくりを進めます。

○国土をより高度にかつ合理的に利用するための基礎資料として、地籍調査の推進を図ります。

【計 画】

施策の柱 (目標)	施 策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
総合的な土地利用計画の推進	計画的な土地利用の推進	国土利用計画をはじめ、都市計画、農業振興地域整備計画等の土地利用関連計画に基づく計画的な土地利用の推進を図る。		マスタープランの運用
	用途地域等の見直し	良好な市街地環境の形成や都市における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を図るため、必要に応じた用途地域等の見直しを進める。	用途地域策定	平成24年度策定・運用
自然的土地利用の推進	自然環境の保全・活用	残された貴重な自然環境の保全を図るため、保全地区指定を進めるとともに、自然との共生を図りながら適切な利用計画に基づく整備を図る。		マスタープランの運用
	優良農地の保全	農業生産基盤としての利用にとどまらず、緑の環境資源として、また、災害防備等の機能をもつ農地の保全に努める。		県営事業推進の要望 市単独事業の推進
都市的土地利用の推進	適正な市街地の誘導	国土利用及び都市計画マスタープランにおける土地利用の方針及び市街地形成の基本的な考え方を踏まえながら、都市計画法に基づく適切な市街地の形成を誘導していく。	用途地域策定	平成24年度策定・運用 マスタープランの運用
	都市防災性の向上	市街地における計画的な公園・緑地の整備等によりオープンスペースの確保を図るとともに、都市計画道路の整備及び緑豊かでゆとりある市街地環境の創出、防災関連施設の整備、建築物の耐震化促進等、総合的な取り組みにより都市防災性の向上を図る。	宮川周辺地区まちづくり事業	平成25年度終了(第2期)
	住居系用地の確保・整備	住居系用途地域については、住宅ニーズに対応し、土地区画整理事業等の都市整備により、快適な居住区間の確保を図る。		マスタープランの運用

施策の柱 (目標)	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
都市的土地 利用の推進	商業・業務 系用地の確 保・整備	商業・業務系用途地域については、本市の顔にふさわしい中心市街地の形成を図るため、高度利用を促進し、既存商業・業務施設の質的な向上を図る。また、良好な近隣商業地域の形成を促進する。		マスタープラン の運用
	工業系用地 の確保・整 備	工業系用途地域については、都市基盤の整備を進めながら民間企業の立地及び操業環境の向上を促進し、自然や地域住民生活と共生した土地利用を図る。	西部臨海土地造成事業 金子地区臨海土地造成事業 寒川東部臨海土地造成事業	平成29年度(予定) 28.1ha整備 (市分平成22年度) 19.4ha整備 (平成26年度)
	公共・公益 用地の確保 ・整備	公共施設等の用地については住民ニーズの多様化・高度化に即した既存施設の質的な向上と計画的な用地の確保を図る。		マスタープラン の運用
地籍調査の 推進	地籍調査の 実施	毎筆の土地について、その所有者、地番、地目の調査及び境界、地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成する。		進捗率(平成26 年度末調査済面 積比) 46.5%
	土地情報管 理システム の充実	地籍調査の成果及び国家座標に基づき確定測量を実施した土地区画整理や土地改良施行地区等のデータをシステムに投入し、その利活用を図る。		事業終了後随時 システム化

【主要事業】

施策	主要事業名	主要事業費 (千円)
都市防災性の向上	宮川周辺地区まちづくり事業	660,000
工業系用地の確保・整備	西部臨海土地造成事業 金子地区臨海土地造成事業 寒川東部臨海土地造成事業	715,000
地籍調査の実施		188,870
土地情報管理システムの充実		3,200

第2節 地域環境の保全・管理の推進(環境対策・環境管理)

【基本認識】

- 地球規模での環境保全が強く求められており、生態系の保全や温暖化防止などへの具体的な取り組みが必要とされています。
- 地域での環境汚染や破壊は、地域を越え地球規模にまで広がるとともに、将来の世代にまで影響を及ぼし、人類の生存基盤に関わる問題となっています。
- 私たちを取り巻いている空気や水、自然などの環境をより良いものにし、生活を豊かなものにしていくためには、住民や事業者、行政などすべての主体が自らの事業活動や一人ひとりの生活様式を見直すとともに、それぞれの立場に応じて協働、連携しながら、循環型社会の構築を図る必要があります。

【基本方針】

- 自然環境の保全に配慮した土地利用や公園・緑地の整備などを進めます。
- 環境基本条例に基づき環境基本計画を策定し、推進するなかで、市民・行政共通の具体的な取り組みの展開を図るとともに、環境管理システムの整備・普及に努めます。
- 地球にやさしいライフスタイルの実現をめざす市民意識の啓発、市民の自主的な活動の育成などに努めます。

【計 画】

施策の柱 (目標)	施 策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
環境基本計画の推進	環境基本計画の施策の推進	環境と調和した循環型のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、市民と協働で策定した環境基本計画の施策を推進する。		環境基本計画の運用
	地球温暖化対策の推進	地球温暖化に対する地域レベルでの取り組みを進めるため、環境基本計画との連携により市民、企業、行政が一体となって具体的な施策の実施を推進する。		地球温暖化対策実行計画の運用
環境管理システムの導入	環境マネジメントシステム(EMS)の運用	地球環境に配慮したEMSの取組範囲を全事務事業・全公共施設に拡大し運用する。		運用を拡大 ホームページ等での公開
環境意識の高揚	意識の啓発	環境保全をテーマとする記事の広報誌への掲載や意識啓発用パンフレットの発行、環境市民会議の設置による市民参加により、市民の環境意識の高揚、環境にやさしいライフスタイルの普及を図る。	広報誌への掲載	広報に随時特集掲載 環境サポーターを募集し、環境家計簿、エコファン্ড、環境フォト、環境出前講座の実施

第3節 豊かな自然環境の保全（自然環境保全）

【基本認識】

○本市の西部には美しい自然海岸線が広がり、南には法皇山脈から四国山地へと続く山間部があるなど、豊かな自然が多く存在することから、これら海や山の自然環境を守り育てていく必要があります。

【基本方針】

- 自然と共生した土地利用の推進による保全に努めます。
- 実態調査・研究の推進、自然保護意識の啓発を図ります。
- 自然とのふれあいの場としての活用を進めます。

【計 画】

施策の柱 (目標)	施 策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
自然保護思想の普及	自然保護意識の啓発	学校教育や生涯学習を通じ、さらに広報等による情報提供により自然環境の保護に対する意識啓発に努める。		広報に毎年1回特集掲載 環境サポーターを募集し、環境フォト、環境出前講座の実施
自然環境の保全・活用	海浜の保全と活用	現存している自然海浜の保全と自然と調和した親水レクリエーション空間の形成を図る。		自然海浜ゾーンとしての整備
	樹林地の保全	市街地及び周辺地域に分布する樹林地について、自然的景観資源、水源涵養としての保全、開発抑制を図る。		山間交流ゾーンとしての整備
	森林の憩いやふれあいの空間としての活用	森林等の豊かな自然資源を保全しつつ、市民の憩いやのふれあい空間としての活用を進める。		山間交流ゾーンとしての整備
	河川環境の保全と活用	河川環境の保全と親水空間としての有効活用を図るための環境整備を促進する。		河川敷の公園等の整備による環境整備

第4節 公害のない安全で快適な環境の創造(公害防止)

【基本認識】

- 本市の製紙業を中心とした産業型公害については、企業の積極的な努力により着実に改善が図られており、主要企業とは公害防止協定を締結し、公害防止対策の推進、公害防止行政への協力、地域住民の生活環境の保全に取り組んでいるところです。
- 昭和44年より産業型公害を主体とした環境行政に取り組み、改善への成果が見られますが、日常生活に起因する悪臭等の生活型公害が新たな問題となりつつあります。
- 平成13年4月に改正された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、原則的にごみの野外焼却が禁止となりましたが、現在も野外焼却による悪臭の苦情が全体の50%を超えています。これに加え、中小企業、一般住居に起因する悪臭や騒音についての苦情も目立ち始めており、従来規制を中心とした対応だけでは困難な近隣公害が増えてきています。

【基本方針】

- 企業の自主的な公害防止対策への取り組みを促進します。
- 「都市・生活型公害」や廃棄物の不適切な処理などによる環境問題に対応し、苦情処理体制及び環境監視パトロール・指導体制を充実するとともに、市民意識の啓発に努めます。

【計 画】

施策の柱 (目標)	施 策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
公害の防止	各種環境調査・常時監視体制の充実	市民の健康保持及び生活環境の保全の見地から一般環境についての調査及び環境基準指定物質について常時監視、環境監視パトロールの実施を図る。		各課との連携を密にした環境パトロールの実施
	事業所に対する立入調査・指導の充実	事業所に対する立入検査の実施及び適切な指導に努め、国の法律、県・市の条例等の遵守促進を図る。		問題のある事業所に対し、立入検査を実施し適切な指導の実施
	苦情処理体制の整備	苦情に対し、迅速・的確に対応できる体制を整備する。		苦情処理対応担当を配置し迅速な対応

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

潤いある環境をつくる（環境共生都市）

第5節 循環型社会の構築

(省資源・リサイクル・新エネルギー)

【基本認識】

- 「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成することが求められています。
- 廃棄物の適正処理・リサイクルの推進を行い、ごみの減量化により社会の物質の循環の確保や天然資源の消費の抑制を図り、新たなエネルギーの効率利用が求められています。

【基本方針】

- 行政と市民・企業が一体となって、ごみの減量化、再資源化への取り組みに努め、リサイクルのまちづくりをめざします。
- リサイクルセンターの整備など、リサイクルシステムの確立による循環型社会の構築をめざします。
- 循環型社会、環境にやさしいエコ・シティの形成を図るため、ソーラーシステムや風力発電など新たなエネルギー・代替エネルギーの利用促進及び研究・検討を進めます。

【計 画】

施策の柱 (目標)	施 策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
ごみの減量化・資源化・リサイクル促進	ごみ分別収集の推進	収集袋の指定など分別の徹底を推進し、ごみの適正処理及び減量化を図る。	ごみ分別収集啓発事業	分別率100%を目指し、ごみの分別の重要性を市民へ周知することによる分別・減量化

施策の柱 (目標)	施策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
ごみの減量化・資源化・リサイクル促進	資源回収の促進	ごみにしないで資源として回収し、省資源及びごみの減量化を図る。	古紙収集運搬処理事業	年間 5,000t 以上を回収
	自家処理機器の普及促進	生ごみの肥料化によりごみの減量化を促進するため、自家処理機器の普及を促進する。	生ごみ処理容器等設置補助事業	生ごみ処理容器等の普及拡大によるごみの減量化
	リサイクルプラザの整備	資源回収、不燃物処理及びリサイクル品有効利用等のための総合的な施設を整備し、リサイクルの推進及び市民意識の向上を図る。	リサイクルプラザの施設整備事業	安全で効率的な処理能力が維持できる施設の整備
	リサイクル運動の促進	資源回収協力団体をはじめ、地域における市民の自主的なリサイクル運動を育成する。	資源ごみ回収奨励補助事業	リサイクル運動の啓発による市民意識の向上
全市的な取り組みの促進	市民に対する情報提供及び意識啓発	資源リサイクルに向けた全市的な取り組みを進めるため、市民に対する情報提供及び意識啓発に努める。	ごみ減量啓発事業	各種啓発事業の推進 広報への定期的掲載
	企業活動の取り組みの促進	民間企業の環境管理システムの導入促進など、環境問題への取り組みを促進する。		民間企業の環境管理システム導入を支援する体制整備
新エネルギーの研究	代替エネルギーの利用促進	ソーラーシステムの導入など、市が率先して新エネルギーの利用を進めるとともに、風力発電等の新たなエネルギー・代替エネルギーの研究を進める。	新エネルギービジョンの策定	平成 24 年度策定・運用

【主要事業】

施策	主要事業名	主要事業費 (千円)
ごみ分別収集の推進	ごみ分別収集啓発事業	2,500
資源回収の促進	古紙収集運搬処理事業	75,000
自家処理機器の普及促進	生ごみ処理容器等設置補助事業	7,500
リサイクルプラザの整備	リサイクルプラザの施設整備事業	100,000
リサイクル運動の促進	資源ごみ回収奨励補助事業	60,000
市民に対する情報提供及び意識啓発	ごみ減量啓発事業	2,500
代替エネルギーの利用促進	新エネルギービジョンの策定	5,000

第6節 適切で効率的なごみ・し尿の処理(ごみ・し尿処理)

【基本認識】

- 本市のごみ排出量は年々増加し、ごみの質に関しても生活様式の多様化等の理由から年々多種に変化してきています。この課題に対応するため5種13分別の方法による収集を行っております。
- 排出された一般廃棄物はクリーンセンターで処分していますが、処理能力には限界があるため、ごみ排出量を抑制する必要があります。
- 現在、市内には一般廃棄物の最終処分場がなく、独自に最終処分場の確保を図る必要があります。
- 本市のし尿等処理施設は、3施設を有しており、全体の処理能力は108kl/日となっています。平成19年度のし尿等の収集量は22,951.7klで、1日平均処理量は62.9klで、川之江地区及び三島地区の下水道の普及により収集量は年々減少の傾向にあります。
- 伊予三島清掃センターは稼働開始から24年を経過し、施設・設備の老朽化が進んでいることから、今後のし尿収集・処理方法について検討する必要があります。
- 下水道計画区域外では新築や改築に伴い浄化槽を設置する家庭が増加しています。特に土居地区では合併処理浄化槽の普及が著しくなっています。新宮地区では山間部に住宅が点在し、道路も狭く収集が困難な地区があり、自家処理の世帯が高齢者世帯も含め3分の1程度あります。このため、河川水質の浄化の観点から衛生処理率の向上が課題となっています。

【基本方針】

- 人口の増加や市民生活の高度化、産業活動の拡大などに伴いごみの排出・処理量は増大を続けていることから、市をあげてごみの減量化に取り組むとともに、排出量に対応した収集・処理、最終処分場の確保など、ごみの適正な処理を進めます。
- し尿処理に関しては、市内全域のし尿等の衛生処理率の向上に努めるとともに、公

共下水道等下水処理施設の整備状況に応じた効率的な収集体制の確保、合併処理浄化槽の普及と適正な維持管理の促進に努めます。

【計 画】

施策の柱 (目標)	施 策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
ごみ収集・ 処理体制の 充実	ごみ収集体制の充実	集積所等の収集ごみの速やかな回収により、地域環境の保全を図る。	一般廃棄物収集運搬業務 粗大ごみ収集運搬業務	ごみ取り残しゼロを目指すため、回収業者との連携を密にした収集体制の充実
	ごみ処理施設の適正管理	ごみ処理施設の運転管理を強化し、ダイオキシン類の発生防止に努める。	ごみ焼却施設整備事業	汚染防止等環境に安全で効率的な処理能力が維持できる施設の整備
	不法投棄監視体制の強化	意識啓発及び地域住民との連携による監視体制の強化により、不法投棄の防止及び早期対応に努める。	不法投棄監視事業	監視体制強化等による不法投棄の減少
	最終処分地の確保	最終処分地の確保に努める。		埋立処分場確保による適正処理(150,000m ³)
し尿収集処理の充実	し尿収集体制の確保	公共下水道供用開始区域外住宅等について、合併浄化槽の設置を促進する。	浄化槽設置事業	平成22年度以降 5人槽 140基 7人槽 25基 10人槽 5基
	し尿処理の推進	自家処理をなくし、衛生処理率の向上を図るとともに、衛生プラントの能力の維持に努め、し尿の適正処理を推進する。		年間処理能力の維持を確保

【主要事業】

施 策	主要事業名	主要事業費 (千円)
ごみ収集体制の充実	一般廃棄物収集運搬業務 粗大ごみ収集運搬業務	997,720
ごみ処理施設の適正管理	ごみ焼却施設整備事業	400,000
不法投棄監視体制の強化	不法投棄監視事業	5,000
し尿収集体制の確保	浄化槽設置事業	210,700

第7節 地域環境の向上（環境美化・墓地・斎場）

【基本認識】

- 市民の地域に対する関心の薄れやモラルの低下により、ごみを不法投棄することへの罪悪感の低下が見られるため、環境に対して市民ができることを理解してもらい、環境美化に関心を持ってもらえるような地域づくりが必要となってきました。
- 生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、地域清掃を実施し年1回の活動に対し補助金を交付していますが、一部本事業で回収できないごみが混入しています。
- 墓地は、墓地埋葬法により宗教法人や市町村等公共団体しか墓地の新規造成・経営ができないことになっています。
- 近年、核家族化の進展や墓地をとりまく諸事情の変化等により累代の墓が減少しつつあり、これに反して新たな墓地に対する需要が増大し、墓地供給は限界に達しています。
- 今後、快適な住宅環境や永遠の安住地として公園的な墓地整備が重要な課題となっています。

【基本方針】

- 快適で衛生的な生活環境を維持・創出するため、地域コミュニティの育成に努めながら、市民の自主的な環境美化活動を促進します。
- 墓地需要の拡大に対応し、既存民有墓地の適正管理を促進、公共墓地・霊園の整備を図ります。
- 火葬場や斎場については、施設・設備を計画的に更新します。

【計 画】

施策の柱 (目標)	施 策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
環境美化	市民・民間企業参加による環境美化活動の促進	環境美化に対する意識啓発に努めながら、市民や民間企業・事業所の積極的な参加による地域の環境美化活動の促進を図る。	環境美化推進事業	市民の環境美化に対する意識の向上
墓地の管理及び整備充実	墓地環境の維持向上	公共の墓地の環境維持のため、清掃等を実施し、公園的環境の整備を図るとともに、民間墓地の環境向上を促進する。		花柴等の清掃毎月 墓地等の草刈 2回/年
	公園墓地の整備	墓地需要の動向を勘案しながら、公園墓地の整備を検討する。		市内全域について市営墓地の整備の必要性等について検討
火葬場・斎場の維持管理	火葬場・斎場運営の充実	火葬場・斎場施設の効率的な維持管理・運営を図る。		維持管理費の削減

【主要事業】

施 策	主要事業名	主要事業費 (千円)
市民・民間企業参加による環境美化活動の促進	環境美化推進事業	25,590

第8節 地域性を活かした景観の創造（地域景観）

【基本認識】

- 市民が、豊かで潤いのある生活を享受するためには、その生活の場である地域が、自然と調和した機能美のある市街地の形成が不可欠となります。
- 市街地の形成には、都市の機能を計画的に形成していくため都市計画法における用途地域の指定により、全体の方向性を示しています。
- これに加え、地域の自然、歴史、文化等と住民の生活、経済活動と調和の取れた良好な景観形成を図る必要があります。

【基本方針】

- 豊かな自然資源、自然景観を守るとともに、個性豊かな都市景観の形成を図るため、景観法による景観行政団体となります。
- 景観に対する市民の意識を高め、市民や企業の参画による魅力ある地域景観づくりに努めます。

【計 画】

施策の柱 (目標)	施 策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
地域景観資源の保全	景観条例の整備	地域景観の保全・整備を図るための条例の整備を図る。		景観行政団体の組織化
	緑の景観の保全	緑豊かな山並み等の景観を守るため、森林の保全・整備を進める。	景観計画の策定	景観施策の方向性を調査研究し、景観エリア、景観重要建造物等の指定
	海岸景観の保全	瀬戸内海の優れた景観を守るため、自然海岸の保全及び景観に配慮した海岸線の整備を図る。	景観計画の策定	
市街地や集落等の景観の整備	沿道景観の整備	優れた沿道景観を創出するため、道路の緑化や沿道施設の景観への配慮など、街並みの整備を促進する。	景観計画の策定 街路事業	人と人のふれあいや個性ある街並みの形成
	歴史的景観の保全	文化財や歴史的な建造物の保全に努める。	景観計画の策定	景観重要建造物等の指定
	まちの顔づくり	景観に配慮したまちづくりを進め、まちの顔を形成する。	景観計画の策定 三島川之江 IC 周辺の景観重要公共施設整備事業	三島川之江 IC 周辺の公共施設の高質化
市民参加による景観づくりの推進	景観意識の啓発	景観についての情報提供及び意識啓発に努めるとともに、地域景観賞の設定など、地域景観資源の普及・保存を図る。	景観協議会の設置	行政、住民、公共施設管理者等の協議による景観に関するルール策定
	地区の景観づくり	地区の特色ある景観づくりを促進するため、住民参加による花づくりや緑化を進めるとともに、市民参加による公園整備や景観協定の締結促進を図る。	景観協議会の設置	

【主要事業】

施 策	主要事業名	主要事業費 (千円)
まちの顔づくり	景観計画策定事業	10,000

第9節 憩い・ふれあい・交流の場づくり (公園・緑地、余暇・交流施設)

【基本認識】

- 公園や緑地は、憩い・ふれあいの場として、市民にうるおいとやすらぎを与え、美しい都市景観を提供しています。
- 本市は、市街地の前に広がる海と、背後の山地丘陵地の山林及び山麓から平野部にかけて広がる農地が市街地を包み込み、都市環境の基盤を形成しています。
- 市街地の背後を東西方向にのびる法皇山脈の緑地は、平野部を流れる河川の水源地として、また市街地のスプロール化を抑制する骨格緑地として、本市の都市環境に特に重要な役割を果たしています。
- 近年、都市環境問題に対する関心の高まりや、地域住民の日常生活における自然とのふれあいに対するニーズが高まっています。都市における緑豊かな生活環境の確保のためには、都市環境の基盤をなす緑地、特に減少が続いている市街地を取り巻く緑地の計画的な保全・創造が必要であり、市街地整備事業や公共施設の整備等に合わせた都市の安全性を高める緑地の確保、整備が必要です。
- 金生川は建設省よりふるさとの川モデル河川として平成元年に指定を、平成4年に認定を受け、順次整備を行っています。
- 金生川河道内の整備（サクラ並木道、平成15年度完成）に加え、堤内側に広場と駐車場を併せ持つ公園の整備を計画しています。整備箇所は田畑などの土地利用が大半を占めますが、隣接地に国道11号バイパスの予定路線があり今後市街化が予想されるため、11号バイパスの工事進捗状況に合わせた整備が必要です。

【基本方針】

- 都市公園・緑地の計画的な整備を進めるとともに、高齢者や子どもの利用に配慮した身近な公園の整備を進めます。
- 公共施設等の緑化や屋敷林・寺社林など身近な緑の保全、市民の積極的な参画によ

る花と緑のまちづくりを推進します。

- 市民の余暇活動の場として、スポーツ・レクリエーション施設の充実を図るとともに、森林資源を活用したキャンプ場や自然体験施設の充実を図ります。

【計 画】

施策の柱 (目標)	施 策	施策の目的・概要	主要事業名	目標値等
公園・緑地整備の基本方針の確立	緑のマスタープランの策定	温暖化防止等環境保全施策の一環として、公園・緑地の整備、森林・樹林地の保全等、郷土景観を活かした総合的な緑の保全・整備を推進していくため、緑のマスタープランを策定する。	緑のマスタープラン策定業務	平成22年度策定・運用
公園・緑地の整備と利用促進	総合的な公園の整備充実	市民の憩い・ふれあい・交流の場として、既存の総合公園や運動公園等の整備充実を図る。		緑のマスタープラン策定・運用
	身近な公園の整備充実	身近な近隣公園や街区公園等の公園について、住民参加により地区の特色を活かした整備充実を図るとともに、地域による維持管理の促進を図る。	街区公園整備事業	マスタープランの運用
	緑地、河川環境の整備	潤いある環境づくりや防災等、多様な役割を果たす緑地や河川環境の整備を図る。		河川敷の公園等の整備による緑化環境整備
緑化の推進	道路・公共施設緑化の推進	市民と協働で道路や公共施設の緑化を進め、うるおいある環境の創造を図る。		公共施設の緑化市道ふれあい道路サポーター制度(仮称)の新設検討
	花と緑のまちづくり運動の充実	市民の主体的な参加により、花と緑のまちづくり運動を展開するとともに、緑化推進団体の育成や啓発活動、生け垣化やガーデニングの推奨・指導など、緑豊かな生活環境の形成を促進する。	フラワーバンク事業	緑化事業等を通じた緑のまちづくりの推進

【主要事業】

施 策	主要事業名	主要事業費 (千円)
緑のマスタープランの策定	緑のマスタープラン策定業務	12,000
花と緑のまちづくり運動の充実	フラワーバンク事業	1,000

